

別記第1号様式（第3条関係）

年 月 日

宇治田原町長 様

申立者 商号又は名称

住 所

代表者氏名

電話番号

苦 情 申 立 書

宇治田原町建設工事等苦情処理手続要綱第3条の規定に基づき次の事項について、説明を求めます。

1. 苦情申立の対象となる工事名又は業務名

2. 不服のある事項

3. 2の主張の根拠となる事項

年 月 日

様

宇治田原町長

苦情申立回答書

年 月 日付けで苦情申立のあった件について、下記のとおり回答します。

記

1. 苦情申立の対象とされた工事名又は業務名
2. 不服のあった事項
3. 2の主張の根拠とされた事項
4. 回答内容

(再苦情申立てについて)

この回答書による説明に不服がある場合は、回答書を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、再苦情申立書(別記第4号様式)により再苦情の申立てを行うことができます。

再苦情の申立てがあった場合は、宇治田原町入札監視等委員会の意見を伺うこととしているため、委員会の審議結果の報告には概ね50日の日数を要し、委員会から報告を受けた日の翌日から7日(休日を含まない。)以内に委員会の審議結果を踏まえた上で、再苦情申立者に対し、書面で回答します。

申立てが認められなかったときは、認められないと判断された理由を示し回答します。

また、回答を行ったときには、再苦情申立者が提出した再苦情申立書及び再苦情申立者に対して行った再苦情申立回答書を閲覧による方法により、回答を行った日の属する年度及びその翌年度において公表します。

再苦情の申立てが申立期間の徒過その他客観的に申立ての適格を欠くと認められるときは、再苦情の申立を却下し、再苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に再苦情申立却下通知書によりその旨を通知します。

【再苦情申立書提出期間】

年 月 日 9時から 年 月 日 17時まで(休日を除く。)

【再苦情申立書提出場所】

宇治田原町 課
連絡先

年 月 日

様

宇治田原町長

苦情申立却下通知書

年 月 日付けで苦情申立のあった件について、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

1. 苦情申立の対象とされた工事名又は業務名
2. 不服のあった事項
3. 2の主張の根拠とされた事項
4. 却下理由

別記第4号様式（第8条関係）

年 月 日

宇治田原町長 様

申立者 商号又は名称

住 所

代表者氏名

電話番号

再 苦 情 申 立 書

宇治田原町建設工事等苦情処理手続要綱第8条の規定に基づき次の事項について、再度説明を求めます。

1. 再苦情申立の対象となる工事名又は業務名

2. 不服のある事項

3. 2の主張の根拠となる事項

年 月 日

様

宇治田原町長

再苦情申立回答書

年 月 日付けで再苦情申立のあった件について、下記のとおり回答します。

記

1. 再苦情申立の対象とされた工事名又は業務名
2. 不服のあった事項
3. 2の主張の根拠とされた事項
4. 回答内容

年 月 日

様

宇治田原町長

再苦情申立却下通知書

年 月 日付けで再苦情申立のあった件について、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

1. 再苦情申立の対象とされた工事名又は業務名
2. 不服のあった事項
3. 2の主張の根拠とされた事項
4. 却下理由